経営者のための法律相談Q&A その69

子供のいたずらでは済まされない？

1 子供のいたずらがトラブルに？

少し前にはなりますが、SNS上で、中高生が困った動画を挙げて問題になった時がありました。

ここまでではなくとも、子供の行動が大きなトラブルになることは、案外他人事ではありません。どんなことが起こるか検討してみましょう。

2 刑事事件

例えば、お子さんが、外で火遊びをしていて、空き家に火をつけてしまったとしましょう。

空き家であっても、他人が管理する家屋に火をつける行為は、非現住建造物放火罪に該当します。

お子さんが14歳以上の場合、刑事的な責任を負うことになります（犯罪少年）。14歳未満の場合は、刑事訴訟法の適用はなく、捜査段階のお話が異なりますが、刑罰法令に触れる行為をした（触法少年）として、少年法の適用はあります。

14歳以上の場合、少年事件であっても、捜査自体は、大人と子供でほとんど変わりはありません（勾留の要件など、厳密には異なる点はあります。）。逮捕・勾留されてしまえば、社会から隔離されてしまいます。

捜査が終わり、少年事件の場合は、「犯罪の嫌疑がある」と捜査機関が判断した場合に、全件、家庭裁判所に送られます（14歳以上の場合。14歳未満の場合は、手続きが異なります）。

家庭裁判所に送致されると、家庭裁判所では、調査官と呼ばれる人が、対象少年について、調査をします。少年の生い立ち、学校の成績、家庭環境など、その少年について幅広く調査を行います。

この間、監護措置として、少年鑑別所に収容されることがあります。少年法には、その要件について「審判を行うため必要があるとき」とだけ規定していますが、逃げるおそれがある場合や、自傷他害のおそれがあるような場合には監護措置が取れることが多いように思われます。監護措置が取られると、社会との断絶の時間が大きくなります。家庭での身元引き受け環境が整っているような場合には、監護措置を防ぐことができる場合もありますので、ご相談ください。

少年事件の場合は、処分は、①審判不開始、②保護処分、③検察官送致があります。

このうち、②保護処分は、保護観察など社会内で更生を目指す処分と、少年院送致、社会隔離の上で、教育等を行い、更生を図る処分があります。少年院送致となると、しばらくは社会に出てくることができなくなります。少年院の収容下限年齢がだいたい12歳くらいと言われていますので、このくらいの年齢の少年であれば、場合によっては、少年院に送られる可能性があります。

3 損害賠償

また、先の事例のように、わざと他人の物を燃やしてしまった場合には、刑事事件だけでなく、損害賠償を求められる可能性もあります。

故意（わざと）または過失（誤って）によって、他人の物を損傷したような場合には、不法行為であるとして、その損害を賠償する責任を負います。

未成年者については、「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったとき」は、賠償責任を負わないとされています。

この点について、いろいろ解釈はありますが、大体12～13歳くらいが分かれ目だと考えられています。このくらいの年齢の子供であれば、大人と同じように不法行為責任を問われる可能性が高いです。子供が不法行為責任を負わない場合であっても、監督義務者として、親がその責任を負う場合はあります。

4 終わりに

これまでみてきたとおり、小学校高学年くらいの年齢になると、刑事的にも民事的にも責任を負うようになります。

このくらいの年齢となると、一人で行動することも増えてくると思います。親の知らないところで、トラブルを起こさない、巻き込まれないようにするためにも、今一度、ご家庭で、社会のルールについて話し合う機会を設けてみてはいかがでしょうか。

（本稿担当　小松真優）

弁護士法人あすか　東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目二三番三五号
東広島商工会議所会館3階
☎493-7100　FAX 493-7101
弁護士 福田浩・今田健太郎・上楫裕章・谷脇裕子・加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織・丸亀日出和・大橋真人・小松真優